

第 5 回伊賀市地域福祉計画推進委員会

日時: 令和 8 年 1 月 14 日(水) 18:30~20:45

場所: 伊賀市役所 4F 庁議室

<事務局>

ご出席いただきましてありがとうございます。医療福祉政策課課長の森口です。よろしくお願いいたします。まず、開会にあたり川北健康福祉部長からご挨拶申し上げます。

<川北部長>

皆さん、こんばんは。新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたしますと思います。今日は第 5 回の地域福祉計画の推進委員会ということで、日常お仕事お忙しい中、お疲れのところお集まりいただきましてありがとうございます。これまで、予定の回数以上に皆さんにお集まりいただいたなかで、地域福祉計画第 5 次の計画ですが、中間案まで進めさせていただくことができ、年末から年始にかけてパブリックコメントも取らせていただきました。その結果を今日はご報告させていただきながら、ご意見等を頂戴させていただきたいと思います。また、今回はこの場でいつもご議論をいただいています市民病院の改革プランについても、冒頭でその進捗状況のご報告をさせていただいて、ご意見を頂戴したいと思います。予定では、この地域福祉計画の策定について、本日が一応最後の会ということで、最終案までたどり着けたらいいなと思っていますので、忌憚のないご意見を頂戴し、完成に向けて進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

事項に入る前に何点か確認をさせていただきます。まず、資料の確認です。本来であれば、事前に送付してご覧いただくところですが、本日、当日配布ということで大変申し訳ございません。お手元にある資料の確認をさせていただきます。

事項書 1 枚、そして、資料 1~4 ということで、資料 1 が上野総合市民病院の経営強化プランの進捗状況、資料 2 は第 5 次計画策定にかかるタウンミーティングの実施結果、資料 3 は 2 つあり、資料 3-1 が中間案パブリックコメントの実施結果、3-2 が第 5 次計画中間案の修正箇所、最後、資料 4 が第 5 次計画の最終案となります。資料 1~4 までお手元にありますでしょうか。

それでは、本日の委員会の出席状況ですが、現在、清水委員の欠席のご連絡をいただいております。あとの方は遅れて来ていただけるか、ご都合が悪いかという状況です。出席のほうは 18 名中 15 名、現在出席いただいております。また、昨年 12 月の民生委員児童委員の一斉改選があり、主任児童委員の米田委員さまから米野さまに交代することとなりましたので、新たに委嘱をさせていただきます。米野委員、よろしくお願いいたします。

続いて、議事進行に関して 3 点お願いをさせていただきます。

まず 1 点目。会議の公開ということで、市のホームページに会議録を記載させていただきます。議事録作成のため、会議は録音させていただきます。

2 点目は、傍聴席の入室を認めることということで、現在はお見えになっておりません。

3 点目は、ご発言の際は挙手いただき、マイクをご使用いただきたいということによりお願いします。

なお、本日の会議ですが、事前に案内した時刻、1 時間半で 20 時ということですが、毎回ご議論いただき少し長くなるのですが、2 時間までに終了できればということで、進行にご協力をお願いします。

それではここからは大井委員長に議事進行をお願いします。

<大井委員長>

皆さん、今日はお集まりいただきありがとうございます。長かったような、と今振り返ってはいけませんが、今日がこの策定委員会としては最終回となります。ほとんどの委員さんにご出席いただいていますので、限られた時間の中ではありますが、皆さまから一言、一言以上にご意見を頂戴してまいりたいと思っています。が、進行の都合上、全員の皆さまにマイクをお回しすることができない場合は、何卒ご容赦ください。お願いします。

それでは早速、議事の中に入っていきたいと思います。ただ今から第 5 回伊賀市地域福祉計画推進委員会を開催いたします。まず私から議事録署名人のご指名をしたいと思いますが、

<事務局>

田矢委員に予めお願いさせていただいたのと、北森委員に今回順番でお願いする予定だったのですが、まだお見えになっていないということで、吉輪委員、ごめんなさい、急ですが、順番でお願いさせていただいてよろしいでしょうか。

ということで、委員長、よろしくお願いします。

<大井委員長>

ありがとうございます。それでは改めまして、議事録署名人としまして田矢委員さん、吉輪委員さん、指名させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは事項書に沿って進めていきます。まず、報告事項。1 つ目の伊賀市立上野総合市民病院 経営強化プランの進捗状況について、事務局よりご説明をお願いします。

<上野総合市民病院：奥次長>

こんばんは。市民病院、病院総務課の奥と申します。どうぞよろしくお願いします。それでは、進捗状況の報告をさせていただきます。まず、このプランについては、令和 4 年に総務省が策定いたしました公立病院の経営強化ガイドラインに基づき、令和 6 年 3 月に作成させていただいたもので、その際もこの委員会で報告させていただいております。そして、このプランの進捗に関して

は、この地域福祉計画推進委員会で報告することとしています。今回もこの委員会で報告させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料の 1 ページをご覧ください。これは策定したプランの目次部分です。この目次の項目に沿って今回進捗状況をまとめていますので、そのようにご覧いただき、ご確認いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、進捗状況について 2 ページをご覧ください。まず、(1)役割・機能の最適化と連携の強化についてです。②の 1 項目目、令和 7 年 11 月に介護保険施設の 26 施設と協力医療機関としての協定を締結しています。これは、介護保険法の改定に伴い、地域の介護保険施設については、地域の医療機関を施設の隣接連携医療機関として協定を締結しなければいけなくなりました。そこで、介護保険施設と打合せ等を行い、令和 5 年度に 39 施設と提携をし、今回新たに調整が整った 26 施設と協定を締結したものととなります。これでほとんどの施設と提携が終わったかたちになっています。

次に③機能分化・連携強化についてです。2 つ目の項目で、令和 6 年 4 月に名張市立病院と連携協定を締結しました。内容としては、令和 7 年度からの研修プログラム、これは臨床研修医と言って、初期研修の 2 年間、医師免許を取って 2 年間の研修になりますが、その当院の臨床研修医の必須科目として、名張市立病院の循環器内科を入れることとしています。協定書ではその他に、医師の相互連携についても検討することとしており、調整を行い、令和 7 年 1 月から週に 1 度ですが、医師の相互派遣による外来診療を行っているという状況です。今後もこういった連携を深めていきたいと考えています。

④の数値目標をご覧ください。外来延べ患者数については、令和 6 年度の目標が 72,712 人に対し、実績は 69,409 人、達成率は 95.5%となりました。コロナが 5 類になり、徐々に外来患者数も増えては来ていますが、なかなか想定どおりにはできておりません。前年度の実績と比較しても伸びているところですが、目標には到達しなかったという結果です。次に、入院延べ患者数に関しては、目標 68,620 人に対し、実績は 66,223 人で、達成率は 96.5%となりました。こちらも前年度実績からは伸びていますが、目標に到達いたしませんでした。他の数字については、ご確認いただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に 3 ページ。⑥住民の理解のための取り組みです。令和 6 年度も出前講座等の受入れを積極的に行いました。その実績は、リハビリに関する運動の出前講座が 1 番多いのですが、全体で 23 件、前年度 22 件から 1 件増えました。延べ参加者は 709 人。ということで、昨年度は 477 人でしたので、こちらは大幅に参加人数は増えているという状況です。

(2)医師・看護師等の確保と働き方改革。医師、看護師とも、人数に関しては①の表のとおりです。次に 4 ページをご覧ください。1 つ目の項目です。令和 7 年 7 月から呼吸器科の中村医師に常勤医として着任いただくこととなりました。また、2 つ目の項目ですが、令和 6 年 9 月から三重大学医学部付属病院の副看護部長に派遣というかたちで、当院の副看護部長職をお願いすることとなりました。また、令和 7 年 4 月からは当院の看護部長の職をお務めいただいています。こうした連携を行いながらレベルアップ等も図っていきたいと考えています。

②臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保です。令和 6 年度から初めて臨床研修医を受け入れられることとなり、令和 6 年度は 3 名の臨床研修医を採用し、臨床研修を行っています。また、令和 7 年度は 4 名の枠に対して 4 名を採用しており、令和 8 年度に向けて現在 7 名が研修を行っています。来年度の令和 8 年度に向けては、初めて「マッチング」という、それぞれマッチングアプリのようなもので研修先を探すのですが、こちらのマッチングで 1 名の採用予定者を確保できることとなりました。また、現在 2 次募集等で 3 名を内定しているところです。この後、2 月の国家試験に合格いたしましたら、令和 8 年度から新たに 3 名を採用することとなります。臨床研修については、初期研修は 2 年間ということになっており、令和 6 年度からの 3 名の臨床研修医は、次に専門医研修を受けることになり、当院は退職ということになりますので、来年も一応 7 名の若手医師が学ぶ病院というかたちになります。

③、令和 7 年 8 月 8 日に伊賀市議会から市政に対する提言書として、地域医療体制に対する提言書が提出されました。その項目の 1 つに、上野総合市民病院の計画的かつ早期の建替えの推進が提言されており、そちらに向けて今、事業等も進めようとしているところです。

次に(4)新興感染症の感染拡大等に備えた平時からの取組みで、5 ページをご覧ください。2 つ目の項目ですが、感染管理認定看護師について、令和 5 年度に 1 名が教育過程を受講し、令和 6 年度に試験に合格しています。また、令和 6 年度についても新たに 1 名が教育課程を受講しており、令和 7 年度、今年度に試験を受験しています。今後も新興感染症に向けた体制づくりを行っていきたいと考えています。

次に、6 ページ、7 ページについては、収支の状況で、令和 6 年度の目標に対する実績と達成率を掲載しています。6 ページの中段、純損益の欄をご覧ください。令和 6 年度は▲387 と書いており、こちらはマイナス 3 億 8,700 万円というかたちで、約 4 億近い赤字というかたちになってしまいました。昨年度に引き続き純損失を計上することになりました。これは、医療収益自身は増えているのですが、予想を超える人件費の伸びや材料費などの価格の高騰による費用の増があった結果です。令和 7 年度についても引き続き非常に厳しい状態が続いています。今年度については、こうした事態を受け、政府から補正予算による病院への直接補助金も決定しました。また、先日来、診療報酬改定がニュースでも報道されていますが、来年度、本体部分で 3.09% 伸びる想定で改定が進められています。ただ、昨今の人件費や費用の伸びについては、10% を超えるものがありますので、一気に黒字化するのは難しい状況だと考えています。病院を挙げて良い医療の提供に取り組み、患者さんに選んでいただける病院となるよう院長筆頭に取り組んでいるところです。

最後に、7 ページの次のページ以降については、監査委員の決算審査意見書を添付していますので、参考としていただけたらと考えています。以上、簡単ですが、進捗状況の報告とさせていただきます。

<大井委員長>

ありがとうございました。今、ご説明いただきました。皆さま、質問・ご意見、ございませんでしょうか

か。

では、藪内委員さんをお願いします。

<藪内委員>

藪内です。法人連絡会から参りました。協定を結んでいただいて、本当に大変ありがとうございました。よろしくをお願いします。1 つだけ質問でもなんでもないので、2 ページの数値目標、達成率などが書いていただいているのですが、外来患者の達成率 95.5%や入院患者の充足率が 96.5%、これの全国平均がわかれば教えていただきたいのですが。全国平均と比べたら、市民病院さんはどんな状態なんだろうというのがちょっとわからないなと思いました。

<上野総合市民病院：奥次長>

すみません、ちょっと今その数値につきまして持ち合わせていないのですが、病院についても、その病院の規模等により少し変わってくるところもありますので、一概には言えないのですが、公立病院のところで行くと、稼働率についてはほしい 7 割から 8 割程度といったところですが。当院については、今、ベッド数を 281 床で計算しておりますが、手狭になっているというのもあり、当院、現在一部のベッドを休床にしており、234 床で運営しております。それで計算するともう少し上がってきて、数字は全国平均並み、ちょっと下回るかもしれませんが、そういったところです。

<藪内委員>

ありがとうございます。

<大井委員長>

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

こうして拝見していて、特段にご意見がなさそうと言っはいけないのですが、あるような様子ではないようにお見受けします。今、説明していただいたばかりということもありますし、また質問等があれば事務局にお寄せいただくということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、報告事項 1 については以上とさせていただきます。ありがとうございました。

<上野総合市民病院：奥次長>

ありがとうございました。引き続き頑張ってまいりますので、皆さんよろしくお願いします。

<大井委員長>

続きまして、報告事項の 2、第 5 次計画策定にかかるタウンミーティング実施結果について、事務局からご説明をお願いします。

<事務局>

医療福祉政策課の谷崎です。よろしくお願いします。私のほうから報告事項の2つ目、タウンミーティングの実施結果について、説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。細かい資料になっており、申し訳ございません。こちらは、地域福祉策定のためのタウンミーティングとして実施をしている地域福祉ネットワーク会議の一覧になります。前回のこの会議でもご覧いただいたと思うのですが、昨年末で、市内全39地域で開催することができましたのでご報告させていただきます。このタウンミーティングで出された意見につきましては、現在とりまとめ中になりますが、2ページのところに、防災・災害というタイトルのついた「強み意見一覧」、「弱み意見一覧」など書いてありますが、この意見をとりまとめている例というか、参考にこのような感じでとりまとめ作業をしていますというかたちで、資料として見ていただければと思います。これ本当はもっと膨大な量があり、そのごく一部を参考として持ってきたのですが、もう少しコンパクトにまとめさせていただいて、ホームページのほうで公表をしていければと考えています。また、今後はこのご意見を基に地域福祉コーディネーターが関わりながら地域で課題解決に向けた協議ややり取りを行っていく資料として活用していきたいと思っています。現在、社協さんのコーディネーターさんのほうで、ふり返しシートのようなものを作成していただいているのですが、それが5ページのA4縦の資料になり、ふり返しシートの様式がこちらになります。このようなかたちでコーディネーターさんのほうでまとめもらいかけており、これもまだ作業中ということなのですが、「ワークショップからの意見」というところが各地域で出た意見を並べており、それと右側の「地域アセスメント・地域資源・アウトリーチからの情報」というところで、コーディネーターさんのほうで持っている情報などを足しながら、いろんな取り組みにつなげていくようなシートということになっています。市のほうでも、せっかくたくさん意見が出てきていますので、業務のほうで活用していきたいと考えています。こちらの資料の説明は以上になります。

<大井委員長>

ありがとうございました。確認なのですが、こうして今年といえますか、実質1年よりもっと短い期間に39地区でタウンミーティングを実施していただいた結果は、今日この後説明いただく地域福祉計画の中に、そのままダイレクトに反映されているわけではおそくないのだけれども、今後、社協さんが中心となり、地域福祉コーディネーターの皆さんたちが、地域社会に関わっていくその取り組みの大きな方向性というか、課題というか、指針というか、そういうものとして活かしていくということで今、とりまとめ動き中という認識でよろしいでしょうか。

<事務局>

はい、おっしゃるとおりです。この長い期間で、最終12月まで各地区、社協さんと市のほうで回って行っていますので、先にいただいている意見等はこの後若干触れさせていただくのですが、自分たちで取り組めることなど、たくさんいただいた意見をピックアップして既に計画のほうに反映できている部分もありますし、たくさんいただいた意見は、地域にこういった意見がたくさんあったと

ということで地域課題がこの中からこのような事が窺えるから、この地域はこのような取り組みをしようということ、社協さんと 8 年度の計画の実行のなかで実践していくというところで積極的に活用したいと考えています。

<大井委員長>

ありがとうございます。これまでも、この会議のなかでも、広い伊賀市の中で、さらに地域特性というものが随分違うということを皆さまからご意見、問題意識として出していただいたわけですが、それらを計画書の中に全て盛り込むというのはなかなか難しいという側面を、このネットワーク会議の中で、正に地域ごとの課題というものがより明確になるかたちで出していただいている、それを社協と行政の人たちだけでやって行くということではもちろんなく、住んでいる人たちにより見えるかたちで共有していただくツールとして今まとめていただいている、社協さんでも地域福祉活動計画をちょうど策定していただいているところですので、そちらの中にしっかり活かしていただいているという認識でよろしいですね。ありがとうございます。あまり私見ばかり入れてはいけませんが、各地で様々策定されている地域福祉計画で、理想はやはり地区ごとのこのようなミーティングというか、地区懇談会を開けるということが理想ではあるのですが、なかなか実践できないところを、伊賀市さんは本当にこのようなかたちで取り組まれたということは本当に素晴らしいことだと思っています。さらに、社協さんに地域福祉コーディネーターがこれだけの、なかなか少ないというご意見も出るかもしれませんが、これだけの人数が配置されている市というのは、全国の中で本当に稀有な存在で、しかも皆さんが、また報告の話があるかもしれませんが、毎年実践報告をされているということ、これも非常に稀有な取り組みで、本当に敬意を表したいと思います。前回の会議ではまだ開催予定といった日程だったところがこうして全て終わりましたというかたちでご報告をいただいたところです。皆さんからの質問やご意見を。では、吉輪委員さん、お願いします。

<吉輪委員>

障害者福祉連盟の吉輪です。各地区のタウンミーティング、ご苦労様でした。社協の方も本当にありがとうございました。参考に、この表で参加者数が出ていて、一番右端その他というところで、何地区かが極端に 10 人以上の数字が出ていますが、これは何かタウンミーティングの形態とかそういうことでこうなったのか、あるいは、何か団体がこちらに参加されたのか、教えていただきたいと思っています。

<大井委員長>

ご質問ありがとうございます。確かに。私たちもお教えいただければ幸いです。

<事務局>

この「その他」の欄は、地域にある社会福祉法人やそういった団体の方などが参加いただいた

場合に入っているということなのですが、一部、41 と入っているところに若干誤りがあるということで、その辺はすみません、また修正をさせていただきます。

<大井委員長>

ありがとうございました。ここに修正が入るということですね。

<事務局>

はい。

<大井委員長>

吉輪委員さん、よろしいでしょうか。

<吉輪委員>

はい。

<大井委員長>

確かに、ご指摘というか、ご質問ありがとうございました。この他、いかがでしょうか。

皆さまもご参加いただいたタウンミーティングのことが今、去来しているかと思うところですが、こちらから報告事項の中に入ってはいるのですが、今日の時点でのとりまとめということで、これからもご意見を聞くことが。タウンミーティングは一旦終わったのですが、とりまとめていただいた情報等はこれから推進のなかに活かしていくということで、また折に触れて私たち、知っていくことになると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

皆さま、ご協力いただきましてありがとうございました。報告事項は以上となります。

では、事項書に沿って引き続き協議事項に移っていきたいと思います。

協議事項 1 つ目の、第 5 次計画中間案パブリックコメント実施結果について、事務局よりご説明をお願いします。

<事務局>

協議事項ということで、パブリックコメントの実施結果の項目なのですが、その前に、今回会議のほうで、前回第 4 回が 10 月 22 日、その 1 つ前が 10 月 3 日ということで、10 月に 2 回中間案の議論をいただき、10 月の中間案のご意見を踏まえて修正したものを 11 月に議会に中間案として諮り承認をいただいて、パブコメを実施して、今日の会議という流れになっています。第 3 回、第 4 回のこの前議論をいただいた内容で、特に第 4 回の会議の中で、大きく審議があり、住民がこの計画の主体であるべきだ、主語がやはり市民でないと行政の計画の要素があるのではないかというご意見をたくさんいただきました。そこを根本として、大きな構成としてやはり見直していくべきではないか、また計画が大変分厚くなっているの、概要版、ダイジェスト版等で見やすくし

たらどうかというご意見をたくさんいただきました。それを踏まえて、第4回、10月22日の会議の後、委員長に、事務局と委員長・副委員長でその修正の一任をお認めいただき、議論いただいた真の主体というものをどのように表していくかということを整理したものが、今日、お手元に出ている最終案という事になっています。その最終案、既に年末に中間案としてお配りしているものなのですが、どこがどう変わったかということをし少し共有させていただきながら、パブリックコメントの内容に入っていきたいと思います。まず、資料4の計画の中身のどこが変わったかというところを説明させていただきます。

まず、26ページをご覧くださいと思います。一番分厚い資料の26ページです。「計画の構成」をご覧ください。前回の10月の議論の中で、大きな「基本理念」、「指標」、「目標」は変わっていないのですが、「取り組み」というところを今回大きく変更させていただいています。「取り組み」の構成として、当初事務局のほうで、国のガイドラインに沿った項目ということで5つの実践というものをまとめたのですが、そこが主に行政の取り組みが中心になるような構成になっていましたので、ここを、書いてある内容は基本変えずに、順番を整理して、5つの実践を順番に整理をしています。一番大きく変わったところが、1番目の「市民一人ひとりの実践」。これが新たな項目で、この項目のみ皆さんにご意見を頂いて足した部分になります。まずは自助。自分たち一人ひとりで地域でどのようなことができるか。自分事と受け止めて、自分たちでどのようなことができるか、どのような意識をするのか。続いて、2つ目が共に助け合える互助ということで、地域の支え合い。自助・一人ひとりから地域の支え合いということで、どのような基盤を作っていくかということ。続いて、その後に共助。住民、組織の活性化等です。その後に、行政の公助。行政として専門的な仕事をどう連携していくかということ。体系を、順番を変え、見直しています。具体的に、市民一人ひとりの実践がどのようにになっているかということで、38ページになります。

5つの実践の(1)の市民一人ひとりの実践。このページが前回はなく、やはり市民が主体であるべきということで、実践の一番上にここを設けています。ここの内容は、大きく窓枠で書いてあるタウンミーティングで出された意見ということで、自分たちでそれぞれの地域でどのようなことができるか、それぞれの項目で何が大事かというようなことをカテゴリー別に整理をして、タウンミーティングでの内容を自助というかたちで整理をして、まずいろんな取り組みの中で一番初めに市民としてこういうところを自分たちで意見し、こういうことを取り組んでいくというものを明記しました。関連して、40ページに第3次伊賀市総合計画における市民の役割というものがあるのが計画のほうで謳われていますので、参考に、福祉分野の総合計画で市民意見を抜粋したというのが今回新たに加わっているところです。

以降(2)の互助・共助であったり、その後に公助で行政や専門職の強化というようなことを進めていますので、そのような構成に直したということです。今回、この会議の議論の中で、やはりその取り組みのほうで伊賀市らしさということで、国のガイドラインではなく、伊賀市らしい内容にした方がいいというご意見をたくさんいただき、その中で、まさに会議で、市民の計画であるべきだということ踏まえて、委員長・副委員長と相談をさせていただき、このような構成にしたというのが大きな変更です。

以降の中身については、中間案ということで 10 月にお出ししている内容から大きくは変わっていません。というところが、前段にご理解いただきたいということで説明させていただきました。これらを踏まえて、パブリックコメントの内容に入っていきたいと思います。よろしくお願いします。

<事務局>

それでは、パブリックコメントの実施結果について説明をさせていただきます。資料 3-1 をご覧ください。こちらは、第 5 次伊賀市地域福祉計画の中間案についてのパブリックコメントを 12 月 5 日から 1 月 3 日まで 30 日間実施をしましたので、その結果の資料ということになります。募集場所については、市役所本庁舎・1 階の市民スペースと 2 階の医療福祉政策課のカウンター。そして、各支所、各地区市民センター、ホームページのほうで実施をし、e モニターという伊賀市に前もって登録をしている、ネットでいろんなご意見をいただく e モニターというものを登録しているのですが、その方々にも送付をさせていただいています。その結果、意見をいただいたのは 15 人でした。そのうち、オンラインでの回答が 13 人。メールでいただいたのが 1 人。紙で持参された方が 1 人という結果でした。オンライン 13 人のうち、e モニターからのご意見は 11 人ということでした。意見数は 31 件でした。意見のあった内容の分類については以下の通りとなっています。

2 ページ目以降は、そのご意見の内容とそれに対する市の考えを記載しています。1 番右の欄に、計画にそれを反映したかどうかということを示しており、計画に反映するものは「○」、既に記載あるものについては「記載あり」、反映しないものを「－」というかたちで表現しています。

少し長くなるかもしれませんが、1 つずつ確認をさせていただきたいと思います。計画に反映するものについては、資料 3-2 のほうで、この部分をどのように直したかということがわかるように書いていますので、そちらも併せてご覧いただければと思っています。

それでは、1 つ目のほうから順番にいきたいと思います。資料 3-1、2 ページの 1 番目です。こちらは、計画のどの部分ということではなく、全体的なご意見ということになっています。「計画に書かれていることを実施するのはいつなのか。いろんな地域資源がない場所にはいつできるのか。」というご意見です。「市の考え」としては、「計画期間は令和 8 年度から令和 12 年度で、この期間に取り組みを進めていく必要があります。本計画では、住民が必要な時に適切な福祉サービスを容易に利用できる環境整備を進めることとしています。デジタル技術の活用や多様なニーズに応じた利用環境を整備し、誰もが安心してサービスを受けられる福祉サービス等の提供を推進します」とし、特に計画の修正は行っていません。

このようなかたちで、31 番まで全部一旦行きますので、もし、ご意見やご質問等があれば、後でまとめて頂戴できればと思います。

それでは、2 番目です。「第 4 章 地域福祉の推進と進行管理及び評価」の部分に対してのご意見ということになります。「専門機関の力を高める」という部分について、「連携の強化を中心に記載をしていて、専門機関自体の強化の記載が見られない。」というご意見になっています。「市の考え」としては、「専門機関は地域福祉の重要な基盤ですので、それぞれの分野において計画的な研修を実施するなど専門性の向上を目指した上で、多様な機関との連携を深める必要

があるというような内容を追記します。」という内容にさせていただいており、資料 3-2 を見ていただきますと、1 つ目の No.2 と書いてあるところですが、この 2 番が先程の資料 3-1 の 2 番とリンクしています。修正のほうは右側になり、下線を引かせていただいた、「それぞれの分野において計画的な研修を実施するなど専門性の向上を目指した上で」というところを追記したということになっています。

次に 3 番目です。「第 4 章 地域福祉の推進と進行管理及び評価」の部分になります。「地域の力を高める」の部分について、「自治協頼みに見えるので、個人に対する理念を記述してほしい。」というご意見になります。「市の考え」としては、「市民一人ひとりが暮らしを主体的に整えることが、地域福祉の出発点です。」とし、「5 つの実践の 1 つ目に『市民一人ひとりの実践(自助)』として、タウンミーティングでのご意見を掲載しています。」という内容を記載し、「記載あり」と表記しています。

4 番目、「第 1 章 計画策定にあたって」の部分になります。これは単純な文章の誤りがありましたので、ご指摘のとおり、修正をさせていただくということにしています。

次に 3 ページにいき、5 番目。「第 2 章 第 4 次計画を振り返って」の部分です。「指標の「生活満足度」の部分なのですが、こちらのタイトルを変更してはどうですか」というご意見です。この計画では、まちづくりアンケートの健康・福祉分野の項目での満足度と参画度を「生活満足度」という名称で成果指標として使用していますので、その説明を加えることとしましたので、反映したということで、○ということにさせていただいています。

次に 6 番です。「第 3 章 第 5 次計画」の成果指標「健康寿命」の部分になります。「本文に書かれていることを証明するデータを掲載してください」というご意見です。このデータは第 2 章の第 4 次計画の振り返りのところで掲載しているのですが、このご意見のとおり、本文と掲載している図が一致していなかったというか、書いてあることと少し違うような図を掲載していましたので、第 2 章のものを再掲することとしました。よって、「○(反映した)」ということにしています。

次に 7 番、「第 3 章 第 5 次計画」の成果指標「生活満足度」の部分です。こちらについても、「指標のタイトルを変更してはどうでしょう」というご意見です。先程と同様なのですが、こちらには既に説明書きがありましたので、「記載あり」ということに。すみません、資料がそのようにはなっていませんが、既に記載がありましたので、「記載あり」ということにしたいと思っています。

次に 8 番目。「第 3 章 第 5 次計画」の「成年後見制度利用促進基本計画」の部分です。「計画策定の目的」の部分で、制度の課題として、元々は「市民や関係機関の間で十分な理解が進んでいるとは言えず」と課題を記載していたのですが、さらに列挙する形で、「専門家が成年後見人になると多額の費用がかかる、成年後見人と家族の意思とが相反する場合がある、一度成年後見人が選任されると解任が困難になる、というように課題を明示してはどうか」というご意見です。こちらは担当課にも確認をさせていただき、「市の考え」のところに記載をしています。少し言い回しを変えていますが、基本的にはご意見のとおり修正をすることで、反映するということで「○」ということにさせていただいています。

次に 4 ページです。9 番。こちら「成年後見制度利用促進基本計画」の部分です。「主な取

組」の部分ですが、「指標の説明」の部分で、元々は「市長申立により後見人等が就任した件数」というものを「指標の説明」というものにしていたのですが、ご指摘としては、「やみくもに市長申立の件数を追い求めるのは不適切なので、緊急を要する場合や、申し立てを行う親族がいない場合においてということを追記してはどうか。」というご意見です。こちらも、担当課のほうに確認をさせていただき、ご意見どおりに修正をさせていただいています。

次に10番。「第2章 第4次計画を振り返って」の部分の指標の人口動態の部分になります。こちらは、「人口減少が深刻なので、まずは人口を増やすことに注力すべきだ」というご意見で、「出産できる環境整備や、空き家利用、結婚祝い金支給などの支援をしてはどうか。」というご意見です。「市の考え」では、「人口減少は福祉分野だけではなく、全ての分野において重要な課題となっています。」と前置きをした上で、総合計画のパブリックコメントにも同様の内容がありましたので、そこから引用する形で、「これからの公共」では、参画人口を増やし、課題解決に向けて、市民、地域、行政の協働により取り組むこととしています。」と記載をしています。計画の修正は行っていません。

次に11番。「第3章 第5次計画」の部分です。指標の「生活満足度」の部分になります。「伊賀市から他市への人口流出を防ぐ必要があります。税金の負担率が高く、物価高騰もあり、生活が苦しい状況になっているので、商品券ではなく、補助金を支給して生活にゆとりが持てるようにしてほしい。」というご意見です。「市の考え」としては、「さまざまな事情で支援を必要とする人たちが安心して暮らせる地域社会をめざし、少しでも生活満足度が向上するよう努めます。」とさせていただいており、計画は修正していません。

次に5ページ。12番のところ。「第3章 第5次計画」8つの安心の「交通」の部分になります。「12月からゆめが丘から市部駅へのバスが出ていてありがたいので、利用者が少ないが継続してほしい。ゆめが丘から市内への「にんまるバス」も走らせてほしい。」というご意見です。「市の考え」としては、「地域や民間事業者と協力し、持続可能な移動支援の仕組みづくりを検討し、誰もが行きたい場所に安心して移動でき、社会に参加できる地域づくりをめざします。」と、計画の本文を引用して書いています。計画は修正していません。

13番。「第3章 第5次計画」の8つの安心の「医療」の部分になります。「上野市民病院の老朽化や医師不足について対策をしてください。」というご意見です。「市の考え」では、「三重大学など関係機関との連携を深めながら医師、看護師等の人材確保に努めます。併せて市民病院の将来を見据えた対策について検討を進めていきます。」とし、こちらも本文を引用しています。計画の修正は行っていません。

次に14番。「第3章 第5次計画」の8つの安心の「医療」の部分になります。伊賀市内の病院での検査では異常なしであったのに、他市の病院で検査をしたらピロリ菌があることが判明したというご自身の体験から、「医療の質を向上させてほしい」というご意見です。「市の考え」としては、「市としては、市民病院や健診センター等との連携を図り、適切な診断や治療が受けられる環境を整えるよう努めてまいります。」とさせていただき、計画の修正はしていません。

次に15番目。「第3章 第5次計画」の8つの安心の「災害」の部分です。「市民一人ひとり

が自主的に防災意識を高め、地域で助け合える環境づくりの強化が必要不可欠です。」というご意見です。「市の考え」としては、「市民一人ひとりが自主的に防災意識を高め、地域で助け合える環境づくりをめざし、日頃からのつながりを生かした支援体制の構築に努めます。」と本文を引用しています。ご意見自体がほぼ本文と同様のご意見ということでしたので、「記載あり」とさせていただきます。

16番。「第2章 第4次計画の振り返り」の指標「人口動態」の部分です。「企業誘致を積極的に行い、流出をおさえる必要がある。」というご意見です。こちらも人口減少に対するご意見でしたので、10番と同様に、総合計画のパブコメの回答を引用する記載とさせていただきます。計画は修正していません。

次に6ページ、17番のところです。「第2章 第4次計画の振り返り」のアンケート結果の「生活困窮者支援について」の部分になります。「経済的な不安が社会にあるので、解消していく必要がある。社会に適応できない若者が増えているので、それも考える必要がある。」というご意見です。「市の考え」としては、「若い世代の生活困窮の問題への関心が高まっていることがうかがえることから、多様で複雑なニーズにも対応できる体制を構築し、誰一人取り残さない地域社会をめざします。」と本文を引用しています。計画は修正していません。

18番。「第3章 第5次計画」の8つの安心「人権」の部分です。「一人ひとりが様々な文化や多様性を認め、人権への理解と認識を深め、全ての市民が活躍できる社会を目指してほしい。」というご意見です。「市の考え」としては、「地域福祉を進めるうえでは、人権尊重の視点に立って取組を進めることが大切です。一人ひとりが様々な文化や多様性を認め合い、それぞれの強みを生かしてすべての市民が活躍できる社会をめざします。」として、本文を引用しています。ご意見と近い内容かと思ひ、「記載あり」とさせていただきます。

19番。「第3章 第5次計画」の5つの実践「誰一人取り残さない福祉サービス等の充実(公助)」の部分に対するご意見です。「インターネットやスマホの普及により、これからの情報を得られにくい高齢者が増えているので、対面での窓口相談もしていく必要がある。」というご意見です。「市の考え」としては、「AI・デジタル技術の活用を推進する一方で、インターネット等からの情報を得られにくい高齢者等が増加していることを踏まえ、対面や電話での相談とともに、地域の関係団体等と連携し、必要な人に必要な情報が届くように取組みます。」ということで、こちらも本文を引用しており、同様の内容かと思ひますので、「記載あり」とさせていただきます。

次に20番。「第2章 第4次計画を振り返って」のアンケートの部分です。「少子高齢化などで自治会活動への参加者が減少しています。個人情報の問題もあり、細かな情報も得にくい。自治会の活動になれば、費用や実績が求められるので、自由に活動することが難しいので、市指導の下で、自治会のルールに縛られない組織を作って、見守りを中心に自治協・自治会・民生委員と協力できる体制をとってはどうか。」というご意見です。「市の考え」としては、「「地域福祉ネットワーク会議」が、住民が主体的に地域の課題を話し合い、解決策を探るための協議の場ということですので、地域福祉コーディネーターを配置し、その取組を支援しています。」と記載し

ています。計画は修正していません。

次に7ページの21番です。「第3章 第5次計画」の5つの実践の「支え合いや繋がりを育む地域コミュニティの基盤づくり(互助・共助)」の部分です。「自治協の役員をしていて、地域福祉ネットワーク会議や社協の会議で地域福祉を推進していますが、市の関与が見えない。時々会議に参加して、指導・助言してはどうですか。」というご意見です。「市の考え」としては、「自治協や社協、民間事業者、行政などの多様な団体が連携・協働する必要があります。今年度の地域福祉ネットワーク会議には市の職員も参加しましたが、今後も情報共有や意見交換を行う機会は必要であると考えています。」とさせていただきます。計画の修正は行っていません。

次に22番。「第3章 第5次計画」の5つの実践の「多機関連携」の部分です。「伊賀市の地域福祉は社協さんが先頭に立って取り組んでいただいています。民生委員児童委員の方々も実務を担当されているので、追加してはどうでしょうか。」というご意見です。これは、行政や社会福祉協議会、医療機関、教育機関、民間事業者、地域住民組織と列挙しているところに、民生委員児童委員連合会を追記することとしました。計画を修正していますので、「○」にさせていただきます。

23番。「第3章 第5次計画」の5つの実践の「多機関連携」の部分になります。「他機関に任せっぱなしではなく、管理監督することも伊賀市の重要な役割と考えられますので、それを追記できないでしょうか。」というご意見です。「市の考え」としては、「多様な機関が専門性を生かして役割を分担することで、複雑・多様化する地域課題に対応していく必要があります。行政も機関の1つであり、これからのしくみづくりを推進するとともに、この計画の進捗管理を行っていきます。」とさせていただきます。

次に24番。「第3章 第5次計画」の5つの実践の「多機関連携」部分です。「途中の小見出しのところで、「身寄りのない高齢者等の支援」となっているのですが、12月に国の厚生労働省から公表された資料に合わせて、「頼れる身寄りがない高齢者等への支援」としてはどうか。」「頼れる」という言葉を追加してはどうかというご意見です。「市の考え」としては、本文の中では「頼れる身寄りがない」という表現になっていますので、意味としては同様のものとなりますので、特に修正はしなくても問題はないかと思っています。

次に8ページの25番。「第3章 第5次計画」の「タウンミーティングの実施」の部分になります。「地域内のボランティア団体には来ていただけていません。タウンミーティングは女性中心でやっている地区が多いかと思うので、男性の参加が望まれます。」ということです。この、地域内のボランティア団体という部分には、実際の団体名が記載されていたので、このような地域内のボランティア団体というような表現に変更させていただきます。「市の考え」としては、「今回のタウンミーティングは各地域の地域福祉ネットワーク会議において実施しています。この会議は、住民が主体的に地域の課題を話し合い、解決策を探るための協議の場として設置されているものです。今後も引き続き、このような場にたくさんの方が参加し、課題の共有や地域の連携を強化していきたいと考えています。」とさせていただきます。

次に26番。「第3章 第5次計画」の5つの実践の「公助」と「多機関連携」の部分について

のご意見です。「介護保険料や国民健康保険税の納付が義務付けられている外国人住民の方が、介護保険制度や国民健康保険制度を理解して納付してもらえよう、多言語対応の制度のしおりを作成してください。」というご意見です。「市の考え」としては、「全ての市民が安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向け、外国人住民に対して多言語ややさしい日本語での行政情報の提供を推進します。」とさせていただきます。

27番。「第4章 地域福祉の推進と進行管理及び評価」の部分です。「地域福祉計画にある事業は、部局横断的に取り組むものが多く、計画を着実に進行・実行していくためには、部局横断的に取り組めるかどうかを問われると思います。進行管理の体制として「庁内に設置された「地域福祉計画推進本部会議」が中心となり、部局横断的に取り組みの進捗を確認する」とありますが、具体的に構成している部局もしくは課の名称を掲載してください。また、外部委員で構成される「地域福祉計画推進委員会」についても構成委員の所属名等可能な範囲で掲載してください。」というご意見になります。こちらは、中間案では掲載をしていなかったのですが、今回、最終案としては巻末資料として掲載していくものということになりますので、反映するという事で「○」とさせていただきます。

次に9ページの28番。「第2章 第4次計画の振り返り」の「アンケートの概要」と「重層計画」の部分です。「物価が高騰しているが、賃金や年金が追いつけていない状況なので、貧困率が高くなっています。アンケートではなかなか実態が見えてこないの、貧困の実態を示してほしい。その上で、必要な人に支援が届くようにアウトリーチすることが重要だと思います。」というご意見です。「市の考え」としては、「生活困窮の実態をより正確に把握するために、相談支援体制の強化をするとともに、多様な機関や団体が連携・協働する支援体制を目指すこととしています。」という内容にさせていただきます。こちらは本文のほうに記載があるということで、「記載あり」という表記にさせていただきます。

次に10ページの29番です。「第3章 第5次計画」の指標の考え方の部分です。少し長いのでまたお読みいただければと思います。ご意見としては下のほうに書いてある①、②、③の部分が計画に対するご意見かと思えます。「①第4次から今回に指標設定を見直した理由を記述いただきたい。」「②指標設定は重要なので、地域福祉活動資源力だけではなく、詳細な見直しを行い、再度指標設定を行っていただきたい。」「③指標の再設定ができないのであれば、地域の詳細の実態把握のための代替策を掲げていただきたい。」というご意見です。「市の考え」としては、「第4次計画で掲げていた「地域予防対応力」について、使用している数字の中で、現在では使われていない数字が含まれるなど、算出することが難しくなってきたことから、見直すこととしました。第5次計画での地域福祉活動資源力は、地域における活動資源の数を表しているものですが、活動の実態すべてを指標化することは難しいため、資源数の増減により、全体の傾向を見ることとしています。実際の活動実態については、地域や社協さんと連携しながら把握に努めます。」とさせていただきます。すみません。実際の活動実態の把握については、地域福祉コーディネーターより地域アセスメントを適切に行い、地域の実態に応じた活動支援を行う旨、追記をしています。ということで、「○」ということにさせていただきます。

11 ページ、30 番。全体に関するものです。前段のほうで、「地域包括ケアシステムの重要性は理解できるが、「地域課題を解決するために、地域住民みんなでがんばりましょう」のメッセージが強く感じられます。リソースが枯渇している地域にとっては不安がある。」ということが書かれています。下の方の①～⑤が具体的なご意見ということになるのですが、「①力の弱い地域への合理的配慮の概念を充て、地域の多様性に則した計画とし、具体的な支援策を掲げてほしい。②自治協単位での地域福祉カルテをしっかりと作ってほしい。③アンケートは市全体ではなく、地域ごとに実態が把握できるよう実施してほしい。④行政が行う支援策が漠然としているため、より具体的に設定してほしい。⑤地域福祉コーディネーターの役割の重要性を計画の中にしっかりと位置づけ、社協だけに責任を持たせるのではなく、市としてもしっかりサポートしていることを明記してほしい。」というようなご意見です。「市の考え」としては、「地域によって条件の違いはありますが、「力の弱い地域」の判断基準も難しく、本計画は市全体の取り組みとして進めるものです。アンケートについても、市全体で実施をしており、地域ごとの取り組み等については、自治協で策定する「地域まちづくり計画」においても取り組みを進めていくものと考えています。なお、行政が行う支援策については、各個別計画にて具体的な内容を示しています。」とさせていただきます。

31 番。「第 3 章 第 5 次計画」の部分のご意見です。前段で隣保館の役割などが記載されています。特段のご意見としては、①②ということになりますが、「①隣保館の機能を再確認し、関係機関との相互支援関係、連携をもう少し具体的に記述いただきたい。②市として、生活課題を解決する拠点としての役割を再確認し、他機関との相互支援、連携が円滑に行えるよう支援体制や隣保館自体の機能向上を行うことを記述してほしい。」ということで、「市の考え」としては、「隣保館における関係機関との相互支援関係や連携、機能向上については、5 つの実践により具体的な記述が既にあります。」というような内容にさせていただき、「記述あり」ということにさせていただきます。

すみません、長くなりましたが、パブリックコメントによる修正は以上になりますが、このパブリックコメント以外でも委員さんや社協さんからもご意見をいただいております、修正をしている箇所がありますので、併せて紹介をさせていただきたいと思っております。(1:12:13)

資料 3-2 の 3 ページのところからです。まず 1 つめ。「(6)人権が尊重される地域社会 地域福祉を進めるうえでは、人権尊重の視点に立って取組を進めることが大切です。」というところで、この 8 つの安心の部分が、8 つのうち 6 つが人権保障に関する内容になっているというところで、全部人権保障の内容が重なっているの、そのことを説明書きとして入れてはどうでしょうかということだったのですが、その前段のところに入れてはどうかということだったのですが、この 6 番の人権の中のところに書かせていただくことにさせていただきます。「8 つの安心の多くは「人権保障」に関連していますが、地域福祉を進めるうえでは、人権尊重の視点に立って取組を進めることが大切であり、「差別や偏見のない地域共生社会」についても、1 つの目標として掲げています。」というような記載にさせていただきます。

同じところの「人権が尊重される地域社会」の中の話なのですが、2 つ目、下線が引いてあると

ころです。「障がいのある人、外国人、性的マイリティなど個人の人権問題への理解を深める取組」という表現を変えてはどうか」というところで、右側、修正後のほうの、「障がいのある人、外国人、性的マイリティなど、不利や不公正な状態が生じる構造への理解を深め、解消するための取組」という表現に変えさせていただいています。

次に 3 番目。「誰もが活躍できる地域づくり」ということで、計画の中に住民自治協議会主催事業という表現があったのですが、その部分について、右側の修正後のところを見ていただくと、「住民自治協議会をはじめとする RMO(自主運営組織)が実施する事業」という表現に変えさせていただいています。こちらは、RMO という自主運営組織、伊賀市でいうと、自治協ということになるのですが、そのような言葉が最近では、いろんな国の資料や厚生労働省のほうでもたくさん使っているので、そういう言葉を入れてはどうでしょうかというご意見がありました。これは、伊賀市の地域福祉アドバイザーである日本福祉大学の原田先生からもアドバイスをいただいていたような内容でしたので、こちらで修正をさせていただきました。そして、ファンドレイジングについての事を追記してはどうでしょうかということで、この後ろのほうに、「ファンドレイジングにより活動に必要な資金を確保するなど、持続可能で活気あるコミュニティの形成を推進します。」ということで追記をさせていただいています。

次に 4 ページのところ、「福祉教育の推進」というところです。元々は人材確保育成の中で、というような意味合いで福祉人材の育成というような内容で記載をしていたのですが、本来の福祉教育の推進という意味合いはそういうことではなく、地域福祉を推進していく地域人材の育成ということであるというようなご指摘で、そのようなかたちで、地域コミュニティの基盤づくりのほうに移動をさせていただいています。内容についてもそれに合ったような内容に修正しています。

また、それに合わせて、元々書いてあった地域福祉人材の育成といった内容も、もちろん重要な内容ということになってきますので、そちらは「人材確保・育成」というところの中に統合させていただき、内容はその中に含めさせていただいたというような修正をさせていただいています。

すみません。説明が大変長くなりましたが、以上になります。

<大井委員長>

ご説明ありがとうございました。この時間の持ち方につきましては、事務局さんが、非常に会議時間が限られている中で、これだけの膨大な量を全部説明するのはと悩まれていたようですが、非常に大切なことではありますので、全てこうしてご紹介いただいた次第です。本当に膨大な中ではあるのですが、質問や意見をいただく前に、軽微な確認です。資料 3-2 の 1 ページ目のパブリックコメント 5 の「最終案のページ」のところ。元のページが 10 ページ、最終案が 11 ページとなっているのですが、最終案も 10 ページでよかったですでしょうか。私が違うところを見ていたらごめんなさい。

<事務局>

そうですね、すみません。誤りです。

<大井委員長>

では、その他、皆さん今お聞きいただきまして、ご質問、ご意見がおありの方は挙手のうえ、ご発言をお願いします。

今日がこの会議、最後ということになるのですが、事務局さんからも来週市長答申という予定をこの後ご説明ある中で、金曜日までであれば何とか修正が、可能な範囲でということなのですが、この場で皆さまからご意見をいただいて、協議の結果、必要という判断が出た場合には、修正ができるということを伺っています。と言いながらも、今初めて私たちも見せていただいたり説明をしていただいているので、なかなかそういう意味では難しいところかもしれませんが、ご意見・ご質問。特にご質問、確認。これがもう最終のお話として出て行きますので、お気付きの点があればご発言をお願いします。

<松村委員>

どうしろという話ではないのですが、パブコメ以外の意見を送った1人で、人権のところのご説明をいただいた内容のところ、まったくこれでいいかなと思いつつも、ご意見させてもらった趣旨は、以前も参加させてもらった時に話をしたかなと思いますが、8つの安心の目標そのものが、憲法で規定されている医療、福祉、健康、住まい、交通……というものは、これは基本的な人権として憲法で位置づけられているだけに、最初この8つの目標の並びを見た時に、全部人権なのに、何か、人権、人権、人権、人権、のようなことになっていて。要は、市民の側がきちんと、ここで書いていただいておりますが、人権というものに対する正確な認識をまず持つてもらう必要性があり、そのことをこの文面で理解できればいいのかなと思ひ、意見をさせていただきました。皆さんのご意見を聞かせてもらいながら、この記載の仕方でも理解されるならいいかなと思ひますし、そうでなければ、もう少しどこまで書けるかという分量的なものがあるかもしれませんが、そのことをもう少し教えていただけたらと思ひます。以上です。

<大井委員長>

ありがとうございました。どこかの箇所に関して、ご意見であったり、リクエストであったりということであるのか、今ちょっと私も趣旨をわかりかねているのですが。すみません。

<松村委員>

35ページの1番上に追記いただいた、「8つの安心(目標)の多くは人権保障に関連している」というこの記載で読み手側がきちんと「そういうことなのか」と理解できるのかというあたりに少し不安を感じているということです。

<大井委員長>

すみません。もう少し具体的に、例えば、この辺がちょっと不安というものを教えていただけると

ありがたいです。

<松村委員>

33 ページの上から 3 行目の「福祉、住まい、防災」などがありますよね。生存権に関わってくる憲法 25 条の規定に関わってくる内容のものがまずここでは明確に出てきている。これこそ権利で人権だと。交通のところでも、移動の自由に関することにつながってくるのでこれも人権に直結する内容そのものであり、そこで、私なんかはこれを見た時に、「これも人権、これも人権なんだけど」と思いました。この計画を推進する主体の担い手の 1 人である市民の方が、私、これが仕事ではないですが、人権問題に関わる研究機関で働いてきて、伊賀市の市民さんといろいろ話し合う機会もたくさん設けていただきましたが、「人権＝差別」のようなものすごく狭義の理解に陥ってしまった人たちがたくさん見て来て、ここに書かれている福祉や医療、住まいも人権だという理解が十分ではないという状況下の中で、正確な理解をしてほしいという思いで意見をさせていただきました。そのことがきちんと、正確に市民の側が、これは人権なんだと、福祉も人権だと、住まいなんかは居住域の自由に関わってくるこれも人権なんだと理解できるような書き方が好ましいのではないかと。要はもっと詳細に書いたほうがいいのかないかなという事なのですが、でもこれで十分理解できるということならばそれでもいいのかなという。そこで皆さんのご意見を聞かせてもらえればありがたいなと思い意見をさせていただきました。

<大井委員長>

ありがとうございました。おそらく、すみません、推測で言うてはいけないのですが、この場にこの委員会に参加してくださっている皆さま方は、多くが基本的な、我々がこの国民として持っている権利としての人権という認識でおられるのではないかと考えていました。私自身も地域福祉ということがそもそも人権尊重を基盤としたということが大前提にあったので、地域福祉とは何かという説明の中にそういうものを入れているぐらいなので、というように思っていました。今、ご発言いただいて、なるほどと思ったのは、人権という言葉を聞くと、そのまま差別ということに結び付けて考えてしまう傾向がある、そのような人たちもいるのでという懸念ということでしょうか。

<松村委員>

記録してもらわなくていいですが、市の職員さんもある場所にご一緒させていただいた時に、「人権は衣食住と同じくらい大事ですよ」と言われた方がおられて、50 代ぐらいの方なのですが。要は、このような認識にあるような人たちも職員さんの中にもおられるので、市民の方々にも、20 年そういう仕事をさせていただいてきて、随分多いのではないかとこのところ、正確な認識を持ってもらえるような記述が好ましいのではないかとこの意見です。

<大井委員長>

ありがとうございました。今のご発言を聞いて、事務局の皆さんもすごく頷いておられる姿が、私

もこちらから拝見していましたし、私自身も松村委員さんのご懸念というのは、そういうことなのかと初めて今、腑に落ちたかたちです。是非、委員の皆さまのご意見を頂戴したいと思うのですが、どこまで書くかということも非常に難しいことなので、その何かよい塩梅ということの見つけ方なのかと思います。どうなのでしょう。基本的な人権というか、人権尊重という考え方の中に、本来持って、取り上げるべき権利が衣食住、移動、情報、諸々ですが、損なわれてしまう場面がある実態があるし、ありがちな状態の人がいるので、そこをみんなで考えていきたいと思います。ここで8つという象徴的なことでまとめていると認識しています。1回目の会議は、本当に対象を限定するようなかたちでこの図が描かれていたのが、委員会のなかで、「いや、そうではないでしょう」と、今のかたちにかなり大きく変化した、特にこの図が伊賀市らしさというものをこの委員会で模索してきた結果であると思っています。最初、まず8つではなかったですね。組立てが違う、建て付けが違うなど、いろいろ意見を語ってここに今、一旦の到達点かと思っています。人権ということに関して、まだまだそういう誤解があるのではないかというご懸念を今、ご発言いただいたわけですが、可能な限りご意見いただきたいと思います。今すぐこの文言修正というと、もしかするとできないかもしれませんが、推進していくなかで、改めて、すぐく練っておくと、やはり意識していくとか、人権という言葉のなかに、もしかしてすごく狭い意味で捉えている人がいるのならば、福祉という言葉もかなり狭く捉えられがちな言葉と共通なのかもしれませんが、意識して推進のなかで伝えていくということは大事なことでと気づかせていただいた次第です。

ご意見を頂戴したいと思いますが、松村委員さんからのご懸念といえますか、ご提案に関して、皆さん一斉に今、目を伏せられてしまっていますので、田矢副委員長、すみません、助けてご意見をお伺いできればと思います。そうすると、皆さま方もきっと意見を出していただきやすいと思います。

<田矢副委員長>

人権という言葉は、もうフレーズでいろんな意味があると思います。とても奥深く、もちろん先程おっしゃったように、「＝差別」という扱い方をする場面もあると思います。私は、その言葉は、この福祉から羅列されている言葉の中は、「＝差別」とは思っていないのですが、当たり前の持っている、持たなければいけないとか、持って当然とか、権利。例えば、私は伊賀日本語の会から来ていますが、外国人ですが、簡単に差別と言ってもそんなに解決できるものではないです。外国人に対してでも、そしてそれが男性に対してでも、女性に対してでも。昨今、本当に難しいです。結婚に関して、アプリがどうかというのがなくなったというのは、男性と女性とだけが結婚するのではないという時代になってきたので、松村さんのおっしゃることは本当によくわかります。でも、一般的というのは間違いで、普通とか一般的という言葉で解決はできないのですが、奥深く、本当にみんなが自然に理解できるような時代になってほしいと思います。この中の人権というのは、簡単には言えないです、私自身が。ですので、こんな意見しか言えないのですが、みんなが、「みんな一緒だ」と簡単に思う時代になってほしいんです。ですので、このような文章を作ってもらったり、コミュニティで話をしたり、地域で話をする。中身がない時もあるかもしれませんが、話

し合うことが大事なので、その時間をもっともっと持っていたきたい。去年、本当に良かったと思います。ですから、人権についても自然に話せる、取り立てて言わないでもいいような時代に早くなってほしいと私はこの立場から言わせてもらってしまうと思うので、他の方の立場からたくさん意見が欲しいと思います。失礼しました。

<大井委員長>

ありがとうございます。今、副委員長がおっしゃってくださったとおり、私もここに表されている、表現して下さっている説明が、ある意味、私たちのこの委員会の願う姿であると思っているのですが、敢えてやはりここは説明を加えたほうが良いということがあるのであれば、今、短いセンテンスであれば加えることができるかと思えますし、一方で、そこを敢えて書くことにより、どうなのだろうという考えもきつとある中で、今、副委員長のご発言だったと思います。ありがとうございます。委員長と副委員長がそう言っているからと言って、他の意見を言うてはいけないということでは全然ないので、もし、ご意見をお聞かせいただければ幸いです。

<田矢副委員長>

人権という言葉が発するのが難しいなと思います。この単語は、それはいけないと思います。だから皆さん、何か言ってください。

<事務局>

ありがとうございます。松村委員がおっしゃっていただいたように、初めてこの8つの目標を見た時に、この順になるのは違和感があるというのは確におっしゃるのもよくわかることです。この議論については、第1回、最初の時に、基本的な地域福祉の推進というものは人権尊重、お互いが認め合い、地域でいろんな方がいて、そういうことを認め合いながらというのは大前提だというようなお話があり、それを敢えて、市民にこれから地域福祉計画を推進していく時に、目標の中の1つに、敢えて重ねていますが位置付けて、そこが大前提になる大事な基本だということを、この計画を説明する時に出すことで、重なっている部分、それぞれ8つそれぞれに関わっているのですが、そののところをもう一度目標にして確認していこうという趣旨で表しています。その書き方の構成については正しいかどうかというのは確かに整理が必要ですが、この会議の議論でそれも大事だということをわかりやすくあげたということです。松村委員さんがおっしゃっていただいたような、今後これを地域にどのように説明していくかというなかで、全部に関わっていて、人権ということも差別という視点ではなく、多様性などここに書いてあるようなことが大事ですよねということを発信していければいいかなということで、不十分ですが、まとめさせていただいたところになります。

<大井委員長>

ありがとうございます。今、城埜委員さんがちょうど挙手をして下さっていましたので、ご発言を

お願いしてもよろしいでしょうか。

<城笠委員>

私はずっと送迎のことでこの役員もさせてもらいましたが、私はこの1年で先程の人権という言葉に対してすごく非難を受けました。私は去年、脳出血で、そのあと脳梗塞で2回再発しました。そして、言語もこのように言語障害になりました。去年の年末には身体障害の手帳も申請されました。今、白杖を持っています。その時に、スーパーなどに居たら、「杖を振り回すな、子どもか。」と。私は左目が見えないので、振らないと物にぶつかるんです。そこで、店員さんが何人かは、「障がいのある人だから、親切にしてください」と。その言葉がなんか、すごく違和感があり、それで私の人権は何も関係ない。障がい者だから親切にしなければいけない。言語がわからないから何を言っているかわからない。それで、「家族の人はいないですか？」と。先程言われた外国人の方もそうで、みんな命があって生きている。そこで人権、差別ということが普通におこなわれている。本当にもっとみんなが人権という言葉を当たり前の。人権があるからではなく、人権って、みんな人権はあるんです。もう少し、言葉の考え方を考えてほしいと思いました。こういう役員の方たちがもっとそこに携わってほしいなと去年ずっと思っていました。よろしくお願いします。

<大井委員長>

ご発言ありがとうございました。知らないということから起こってくることでよね。白杖の使い方をご存知ない方は、体重を支えるものではないという認識がないと、「振らないで」というようなアクションになってしまうかと思うのですが、やはり知らないことにより起きてしまう。あと、知ろうとしないということ。そこが地域福祉、地域福祉だけではないですが、大きな古くて新しい、大きな課題なんだなということ。ご発言いただきありがとうございました。

今のこの文章の中での表記に関してどうするかということも、そして今後の伝え方を合わせて考えていきたいと思うところですが、もしできたらご意見いただけると、と思うのですが、そろそろ同時に時間のこともあり、進めていきたいと思うところではありますが、どうでしょうか。

大仁田委員さんにお尋ねしようかと思ったのですが、中座をされてしまったので。

大変勝手なのですが、松村委員さん、ここまでと言っても発言した人は大勢ではない中ですが、お聞きいただいて、この記述に関してやはりここにはどうしても一言加えたほうが良いというようなご意見がもしあればお伺いできればと思いますし、私としては今、特段加筆という思い、アイディアが思い浮かばない状態にいます。

<松村委員>

計画が策定された後に、これからこの計画の具体化、実現に向けて、いろんな主体で取り組んでいこうという折に、「人権というものはこういうことです」というようなことを含めた発信をしていたらという課長のお話でしたよね。

<事務局>

そうですね。8つの1つの柱をあえて出したということは、そういうところが大事ですということからこれから発信していく目的でもあると思います。その辺りをどのように説明するかというのはこれから皆さんの意見を聞きながらきちんと伝えていきたいと思っています。

<大井委員長>

ご発言ありがとうございました。計画書を作ったところがゴールではなく、スタートなので、今後、伝えて行き方に関して積極的にご意見・アイデアを私たちと分かち合っただけだとありがたいと思います。

33 ページからの記述に関しては、松村委員さんのご発言としては、今後の発信方法についてよりいい工夫をするということを前提にしてこの記述のままでよいと、よろしいでしょうか、そのように解釈して。

<松村委員>

ええ、難しいですから、そうですね。時間の関係もあるので。市民の方が理解すれば1番なので。この計画の記載内容だけでなく、計画の具体化に向けてこれからスタートしていくなかで、人権とはこういうことだよということが、きちんと共通してみんなに伝えて、理解されるようにしてもらえということ。

<川北部長>

このお話は松村委員さんと何度かやり取りをさせていただいているところです。この8つの並びのなかに人権が入っているということが、そもそも考え方としてどうなのかなというご意見なのかなという、そうではなく、そもそも福祉そのものが人権なんだから、横並びではないのではないかなというご意見なんだと思います。おっしゃるとおりだと思います。でも、先程から森口課長が説明しているように、やはり我々が福祉を進めていく、福祉という言葉はすごく大きな言葉だと思いますが、進めていくうえで、特にこの伊賀市においては、人権という部分についてやはりかなり重きを置いて、一生懸命考えていかないといけないというなかで、敢えて特出しをさせていただき、取り組ませていただきたいというような思いの中で、横並びにするのがどうかというと、言葉で書けば横に並んでしまうのですが、意味合いとしてはここに書いてあるように、ほとんどが人権保障に関する取り組みの計画なんだということで、実現をさせてもらうために、敢えて福祉の計画の中に人権ということに柱に置かせていただいたということで捉えていただいたらどうかなと思っています。ですので、これからこれの実施に向けて、今後もこのタウンミーティング等も継続してやっていきたいというなかでは、そのようなこともしっかりお伝えさせていただきながら、実施に向けて進めていかせていただきたいと思っていますので、ご理解いただければと思います。言葉の表現としてはやはりすごく大きな言葉なので、難しい書き方であり、かなり悩んで作ったところではあるのですが、文面を書いてもなかなか上手く表現しきれなかったというのが現実ですので、何かアドバイスがあればと

思うところですが、なかなか福祉という言葉も大きい言葉ですし、人権という言葉もすごく大きな言葉ですので、それをこれだけの行数でまとめて表現しきるのはなかなか難しいかなと思っています。ところで、申し訳ないですが、ご理解いただければと思います。

<大井委員長>

ありがとうございました。そして、今、この会議の皆さまのご意見を頂戴しながら、今回、42 ページの「福祉教育の推進」というのを加筆していただいたのですが、これはまさに原田先生の本丸と言いますか、ここで今話し合われているプロセスそのものが、まさに福祉教育というか。例えば人権ということ、権利ということをどんなふうに表示し、どんなふうに伝え、実践していくことができるのかということ、みんなが 100%満足する答えは難しいと私は思っています。でもそこで、行動する力、考える力を養っていくことがまさに福祉教育なので、ということを原田先生からは学ばせていただいています。地域福祉計画の策定推進そのものが福祉教育なのだということも原田先生がおっしゃっておられることがまさにそうなのだろうとすごく感じた次第です。42 ページに加筆していただいたことを、大変そのようなご意見を頂戴し、ありがとうございました。

時も移って行くわけですが、この他で、今協議事項の 3 です。

また別の件でも結構です。では吉輪委員さんお願いします。

<吉輪委員>

44 ページの最下段の「障がい者支援」のところの 1 行目。「保健・医療・福祉の連携を強化して、精神障がい等にも対応する地域包括ケアシステム」と語っているのですが、精神障がいがあるが普通の障がいとは何か特別なものを感じる表現で、敢えてここに「精神障がい等にも対応する」という書き方は障がい者支援の考え方とちょっと違うのではないかなと。例えば、「様々な障がいを持ったすべての市民に対応する」などにしないと、なぜ精神障がいだけ外出しをしているのかなと少し違和感がありました。

<大井委員長>

ありがとうございます。この記述に関して、お答えいただけますでしょうか。

<事務局>

ご意見ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。どのようなかたちでこの特出しの記述になったか定かではないのですが、今おっしゃる通りここで、「精神障がい等にも」ということだけ書くのは違和感を感じますので、ご意見いただきありがとうございます。修正させていただきます。

<大井委員長>

まさにそう思いました。ありがとうございました。この他、何か、いかがでしょうか。

皆さまありがとうございます。それぞれのご専門、関わっていただいている分野を中心にお目通し

をいただいているところかと思えますし、今初めて見たという状態でもありますので、非常に限られた時間ではあるのですが、お気付きの点を事務局までお知らせいただくということを前提に、事項書に沿って次の協議題に進めさせていただきたいと思えます。

続いて、協議事項 2 つ目の第 5 次計画(最終案)について、事務局より説明をお願いします。

<事務局>

資料 4 が第 5 次計画の最終案ということで、先程のパブリックコメントなどのご意見を反映させて、修正させていただいたものというのが、この資料 4 となります。ここでは中身については言わせていただきませんが、先程もありましたが、79 ページ以降、巻末資料というものを中間案の時から増えて追加をさせていただいており、そちらもまたご覧いただければと思います。修正を反映させていただき、あとは誤字脱字等もう少しチェックをさせていただき、もう少し変わる部分があるかもしれませんが、基本的にはこれで最終案ということで進めていきたいと思っています。以上です。

<大井委員長>

ご説明ありがとうございました。協議の中で皆さま方にもお目通しいたきながら私たち資料を読んだのですが、用語説明のところなども含めてお気付きの点、ここはふりがながあったほうがいいなど、お気付きの点があれば是非事務局に。後ほどご案内もあるかと思いますが、お寄せいただきたいと思えます。

ちょっと発言のタイミングを控えていたのだけど、というようなご発言がありましたらお願いします。

それでは、誠に勝手ながら、「その他」の事項に移る前に、委員の皆さま方に、このメンバーで集まるのは今日が最後というか、米野委員さんは最初で最後という委員会になってしまうかもしれないのですが、この策定のための委員会としては今日が最終回となります。誠に恐縮なのですが、各委員さんにひと言ずつ最後に頂戴してから「その他」の事項に移らせていただきたいと思えます。時間が限られている中で、本当に勝手なお願いで申し訳ないのですが、内藤委員さんから順にマイクを回していただきながら、もし、先程言えなかったことなどがあればご発言いただければと思います。委員の皆さま方、マイクが順に行きますので、ご準備ください。内藤委員さん、ごめんなさい。何の予告もなく突然で。よろしくお願いします。

<内藤委員>

教育委員の内藤です。5 回にわたり、いろいろな角度でいろいろなご意見を聞きながらいろいろな資料を拝見させていただくことで、重層的にいろいろな部分に教育の現場から考えさせられることが多かった、そんな感じでした。福祉という皆さんの共通の 1 つの議題の中で、市のいろんな側面が見えていい意味で期待をし、そしていい意味で自分たちの分野が発展しながら福祉を支えていき、そして発達させていける、そんなふうになればいいなと思わせていただける会議でした。いろいろありがとうございました。

<川瀬委員>

伊賀保健所の川瀬です。先程、人権の話が出ましたが、人としての権利ですので、松村委員さんのご懸念があるように、やはりここは丁寧に説明を、言葉を入れたほうが良いと思います。細かいところを言うと、「人権保障」や「人権尊重」は少し言葉が硬いので、「人権の保障」や「人権の尊重」など、少し柔らかくしたほうが良いのかなと思いますので、もしよければご検討いただければと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

<荒井委員>

ありがとうございました。人権のことで頭がいっぱいになってしまったので。人権はひとくりにできない。福祉もひとくりにできない。文章にするととても難しい事だと改めて感じました。やはり知っているのと知らないのでは大きな。こういう学びの場をたくさん持っていただくことはとても大事かと。1つだけすみません、確認させていただきたいのですが、68 ページ 5 番の「地域づくり支援に関する体制」とあるのですが、実施内容のところ、「各地区で週 1 回以上実施するサロン」とあり、各地区で週 1 回実施は回数が多くないですか？毎週するのですか？これは多いなと思ったので。月 1 回かなと思ったのですが、週 1 回ですか？

<事務局>

サロンの事業というのが、サロンのやっていることに対して補助金などを出したりする事業があったりすると思うのですが、社協さんがやっているものと、市がやっているものと 2 種類あり、市がやっているものが週 1 回やる回数ものということだと思います。

<荒井委員>

週 1 回って多いなと思い。

<田矢副委員長>

地域でやっています。市のほうで補助をいただき、毎週金曜日、10 時から 12 時までやっています。

<荒井委員>

もつというんなところでそうなればいいですね。市の子ども会もなくなり、いろいろ子どもの居場所がなくなってきているので、そういうところでそういう行ける場所をたくさん。週 1 回ってすごいと思ひながら。

<田矢副委員長>

だいたい 14~15 人の方が来られて、簡単な安否確認ではなく、顔も性格もお互いわかってき

たので、普段の生活を見聞きすると、「また最近、物忘れあると思わない？」という話までお互い
が行き来して、親しい方同士は距離をあけたりするのですが、関わるスタッフというこちらの立場
ですと、例えばケアマネさんやそしてご家族はどうされているかということも言います。お休みが出
たら尋ねます。

<荒井委員>

災害の時にはとても力強い

<田矢副委員長>

はい、市のおかげで運営させていただいています。みんながそうなればいいなと思っています。

<荒井委員>

そうですね。月1回が精いっぱいなので、尊敬します。

<田矢副委員長>

介護予防リーダーの研修も受けさせてもらって、なるべくそうやってやろうと思っています。

<荒井委員>

いろんなかたちでいろんな所でやっていったらいいかなと。

<田矢副委員長>

また情報交換したいと思います。

<荒井委員>

はい、ありがとうございます。

<藪内委員>

法人連絡会から来ました藪内です。私たち、今、ここに参加させていただいて、福祉って本当
に広い、人権も広い、本当に掴みどころがないぐらい広い。私たちがやらせてもらっている高齢者
福祉、障がい者福祉、児童福祉、いろいろとやらせてはいただいているのですが、縦軸が1番強
くて、ここへ来させてもらったら、横軸がものすごく広がりがあり、大変勉強になりました。ありが
うございました。本当に長い間居させてもらうのですが、なかなかいい意見を言わせてもらえな
かったですが、自分としては本当にいい勉強になりました。ありがとうございました。

<内海委員>

私は皆さんみたいな専門的なものはなかった段階で、一般で公募で応募させていただきました。

実は私、元の職場が郵便局で、42 年間、郵便局一筋で生きて来て、何を思ったのか突然仕事を辞めて福祉のほうに目覚め、今、ちょっとした事業所のほうで勤務させていただいているのですが、ちょうど 5 年ぐらい前から福祉の勉強をさせていただいて、来月の 1 日に社会福祉士の国家試験があるのでそれをチャレンジしようかと思っているのですが、皆さんからいろんなことを聞かせていただき、伊賀市の全体的な福祉に関する情報がすごくいただけたというのが私としてはすごく勉強になった 1 年だったと思います。仕事の関係で来られなかった時もありますが、またどこかでお目にかかることもあろうかと思しますので、その時にはいろいろご指導いただければと思っています。ありがとうございました。

<米野委員>

今日このような会議に初めて参加させていただいて、圧倒されています。伊賀市の一市民で伊賀市民生委員児童委員の主任児童委員をさせてもらっていますが、一市民ができることをいろいろ考えておりますが、阿波地区に住んでいますが、地域のケアネットワーク会議に参加して、いろいろ皆さんとお話したり、自分の意見もちょっと変えたことを思い出しました。そういう本当に小さなことから始めていきたいと思えます。皆さんのご意見を聞かせていただき、これから勉強させていただきたいと思えます。ありがとうございました。よろしくお願ひします。

<藤岡委員>

上野病院の藤岡です。私は医療関係者ということで参加させていただきました。伊賀の一市民でもありますので、その視点でも参加させてもらい、伊賀市が住みやすい良い街になればいいなという思いで参加させてもらいました。今後また仕事のなかで、精神科病院の一職員として地域の中でしっかりとその役割を担っていかないといけないという思いになりましたので、また今後ともよろしくお願ひします。

<村田委員>

伊賀歯科医師会の村田です。体を壊し、背骨を骨折したので、今、要介護の 2 です。子どもたち 2 人が歯科医師になっているのですが、大学に残っていたりしてこちらに戻って来られるかどうかはちょっと厳しいです。そんななか、息子が今、九州にいます。九州のある都市は地域を限定するのではなく、子育てのサークルをやっている。どこへ行ってもいい。北九州市内だったらどこへ行ってもいいというようなことで、毎週活動して、そこが 500 円だとか、金額は忘れましたが、遊びに行っているようです。積極的にいろんなことをお金のかからないかたちでみんなが時間を共有して生活しています。子どもが写真に写っている、まだ 1 歳になっていないのですが、写真のほうに向かって笑って、「やあ！」という感じで女の子が、会うたびに元気に。社会支援もあるし、いいなと思ひ見えています。オープンにエリアを多くして活動されることを願ひしています。もう 1 つは、市の支援をしてくれている、こんなによく頑張らせていただいているというのは、私、体を壊してからわかったことがあるのですが、市のほうから見て、国と県と市があり、そこから市民を見る。

あるいは、市民の立場から市を見る。いろんなことでお願いをいただいている。この文言1つにしても、本当は言いたいことがあるのですが、言ってもこれは1個人の意見であり、いろんなことをお考えいただいて書かれていることだと思います。できるだけ権利も大事、権利擁護も大事です。大事ですが、感謝の気持ちを持って、市役所の方々を始め、医療・保健・福祉の関係の方々を始め、地域の人たちに感謝を持って接することができるようになったらもつといいのではないかなと。泣いても笑っても時間は経っていただけですから。あと何年生きるかどうかわかりませんが、生きていられる中でできるだけ事を、そういう事を言って広めていこうかと。自分にできることはそれぐらいしかないなと。今、薬の関係で声が出にくく、ここまで来るのにも大変です。ですが、できるだけそうやって残っている人生を使っていきたいなと思います。いい勉強になりました。当事者でもあるので、人のありがたみというのが本当によくわかります。ありがとうございました。

<城笠委員>

いが移動送迎連絡会の城笠です。本当にこの1年、いろいろありがとうございました。最初、第5次計画の書類ができた時に、「交通」がないということをお知らせしてもらい、最終的には「8つの安心」のところの中に「送迎」というもの、「交通」を入れていただきました。本当にありがとうございました。私もずっと送迎の事業所をさせていただいて、伊賀市の高齢者や障がい者の方々の支援をしてきました。逆に今度、私は支援してもらうかたちになっています。その時に自分が感じたことなどを、「こんな感じだったんだ」、「これ、大変だな」、「だったらもう少し、何か、私が今までしてきた側がされる側になった時、もう少し何かできないのかな」と。私は役所さんなど本当にいろいろ皆さんにたくさんやってもらっているのですが、もっと市民が住みやすいように。これから子どもたちが伊賀市で住んでいきたいと思える伊賀市にしていけるように、みんながもっと協力して。私たちはこのような会議に来させてもらっていても、こういう立場にいても、知らないこともたくさんあります。福祉の中で。交通のことも一緒です。先月、うちのいが送迎連絡会でつどいをさせてもらいましたが、皆さん、ICOCAなどが使えるようになってきているのは知っていますか？知らない市民もたくさんいます。やはりそういう情報発信ができない。どのようなところを使って情報発信すればみんなが住みよい街ができるのかということをもっとこれから私も協力をしながら、自分も支えてもらいながら過ごしていきたいなと思います。本当にこの1年、いろいろありがとうございました。

<市村委員>

伊賀公共職業安定所の市村です。1年間ありがとうございました。本当に皆さんのご意見をいろいろ聞かせていただいて、この計画にご意見が反映されてどんどんどんどんブラッシュアップされていくというのを、私もご意見を聞いていろいろ考えながらなかなか発言は出来なかったのですが、本当に勉強させていただくことも多かったです。事務局の方もたくさんご意見を反映されて、また次の会議の場までに資料を整えていただいてすごく大変だったと思いますが、ありがとうございました。また、この計画を実行していく、周知していくということはまたこれからスタートということだと思いますが、またよろしくお願ひします。

<吉輪委員>

障害者福祉連盟の吉輪です。今回の会議は 5 回目ですが、1 回、会議の日を失念しており、欠席して誠に申し訳ございません。障害者福祉連盟ということで、その分野についてということで、障がいを持っている人の代表というかたちでお邪魔しましたので、限られた分野しかなか意見が言えなかったのですが、本当にいい勉強をさせていただきました。実は社協のほうで、地域福祉活動計画の委員でもありますので、ここで、上位計画と言うとおかしいのですが、作っていたものをまた実際の活動計画のほうに活かしていければと思います。ありがとうございました。

<大井委員長>

ありがとうございました。車の両輪です。地域福祉活動計画と地域福祉計画。ありがとうございました。ということで、誠に勝手ながら委員長のわがままで皆さまにひと言ずつ頂戴してしまいました。お時間頂戴しましたこと感謝申し上げます。ありがとうございます。それでは、その他の事項に移らせていただきます。事務局からご説明をお願いします。

<事務局>

最後にその他ということで、本日、委員長もおっしゃっていただいた通り、ここは直したほうがいいのかというご意見があれば、期間が短くて恐縮なのですが、今週金曜日までであれば修正をさせていただきますので、改めて、先程人権の記述のご意見もありましたので、事務局で再度その辺りの見直しをしたいと思いますし、皆さまからも最後になりますが、ご意見をいただければ反映をさせていただきますと思います。その完了したもの、誤字等も含め最終、事務局でチェックしたもので最終案とさせていただきますと思います。

その後ですが、いよいよ最後の答申というところで、この資料にもあるように、1 月 22 日(木)の 9 時から、委員長から市長への最終案の答申をしていただきたいと思いますと考えています。既に大井委員長、田矢副委員長には日程のほうをお願いさせていただいています。委員の皆さまももし、ご都合が合えば一緒に市長のほうに今回の議論を伝えていただきながら出席いただければと思います。ただ、委員報酬のほうは、大変恐縮なのですが出ないところにはなりますが、ご都合が合えばお願いしたいと思います。その後、答申をいただいた後、最終案ということで、2 月末の議会のほうで提案をし、3 月に議決という流れで考えています。議決された後に、並行して概要版のほうも今準備をしていますので、皆さまには完成版を送付させていただきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

続いて、最後に今回のこの委員会の委嘱の件になります。本日が最終ということになります。委員の委嘱機関については、令和 3 年 8 月から 5 か年ということで、令和 8 年、今年の 7 月 31 日までとなっています。ですが、途中で委員になっていただいた方については期間がずれているということで、今回計画が一旦完成してまた新たに始まるということで、期間を揃えるために 7 月 31 日までの期間になっていない方も、一旦退任いただいて、整理をさせていただけたらと思

ています。また引き続き同じ方が委員になっていただくことも可能です。各団体等にも依頼をさせていただきますのでお手数ですが、その旨ご了承いただきたいと思います。その他については以上になります。

<大井委員長>

ありがとうございました。その他、何かございますでしょうか。

では、大変予定の時間を超過し、申し訳ありませんでした。以上で本日の審議を終了とさせていただきます。進行を事務局にお戻します。

<事務局>

ありがとうございます。長時間にわたり、本当にありがとうございました。これで、今回、第5次の審議は一旦終了させていただき、また新年度からこの第5次計画をどのように地域に説明をし、共に取り組んでいくかというところを本当に実行していくということになります。5回の会議でご意見をいただき、大井委員長のもと、本当に皆さんの意見をいかに出してそれを共有するかということをしごく丁寧にやっていただき、我々も本当に各委員の皆さんの思いを聞きながら、こういうことは大事だなということをこの1年学ばせていただき、そのことをどこまで計画に反映できたかというところはあるのですが、そういったご意見をいただいたということをしっかり持ちながら、また来年度に向けて取り組んでいきたいと思えます。社協さんと共に地域に入って協力していきたいと思えますので引き続きお願いします。また、進捗管理というところで、この会議でこの計画がどのように進んでいるかということの共有をさせていただかないといけないことになっていますので、引き続きお願いします。本当にありがとうございました。

以上で会議は終了とさせていただきます。ありがとうございました。